平成２８年（フ）第４１６号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目13番21―204号
債務者　神谷亜希子（旧姓岡元）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５４号
静岡県沼津市大岡857番地の12　ロイヤルプラザ大岡205
債務者　藤井　節子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
大阪府高石市取石２丁目35番２―202号、前住所堺市南区高尾２丁418番地35
債務者　毛下　早実
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２７号
大阪府松原市天美東７丁目71番地―301号
債務者　杉原　庄三
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県小野市王子町670番地の２　ピアチェーレＣ101号
債務者　坂田　知彦
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第５９号
兵庫県小野市王子町670番地の２　ピアチェーレＣ101号
債務者　坂田　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県加東市社732番地２　センチュリー社105号、前住所兵庫県加東市社1235番地１アレックスやしろ217号
債務者　上甲　順子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第５８７１号
東京都江東区南砂５丁目24―８―501
債務者　増井　政子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８７３号
東京都大田区大森西２丁目12―４
債務者　福田真由美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８９１号
東京都板橋区蓮根３―15―１―928、住民票上の住所埼玉県越谷市七左町１丁目325―８　酒井方
債務者　山屋　光男
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８９２号
東京都町田市つくし野３丁目23―２　センチュリーハイツつくし野６―304
債務者　松井久美子（旧姓浜崎）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９０５号
東京都府中市紅葉丘３丁目27―１―107
債務者　秋田　正哉
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９１７号
東京都江戸川区春江町３丁目12―11　関方
債務者　藤代　祐樹
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９２２号
東京都新宿区新宿７丁目17―16―105
債務者　朝野　隆之
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９２６号
東京都大田区久が原２丁目21―22―904
債務者　岩原　基司
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９４４号
東京都江戸川区鹿骨２丁目19―９―103
債務者　松崎　信幸
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部